

議案第16号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「2万7,600円」を「3万3,420円」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「4万800円」を「4万4,400円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 令第39条第1項第2号イに掲げる者

第13条第3号イ中「次号イ」の次に「、第4号イ」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号中「4万9,200円」を「5万3,400円」に改め、同号ア中「であり、かつ、前号に該当しないもの」を削り、同号イ中「次号イ」の次に「、第5号イ」を加え、同号を同条第3号とし、同条第5号中「5万2,800円」を「5万7,600円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 令第39条第1項第4号イに掲げる者

第13条第5号イ中「次号イ」の次に「、第6号イ」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「6万2,400円」を「6万8,400円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 令第39条第1項第5号イに掲げる者

第13条第6号イ中「次号イ」の次に「、第7号イ」を加え、同号を同条第5号とし、同条第7号中「6万6,600円」を「7万3,200円」に改め、同号ア中「合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」を加え、同号イ中「次号イ」の次に「、第8号

イ」を加え、同号を同条第6号とし、同条第8号中「7万5,000円」を「8万2,200円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第9号イ」を加え、同号を同条第7号とし、同条第9号中「8万7,600円」を「9万6,000円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第10号イ」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号中「9万9,600円」を「10万9,800円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第11号イ」を加え、同号を同条第9号とし、同条第11号中「11万2,800円」を「12万7,200円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第12号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同条第12号中「12万4,800円」を「14万4,600円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第13号イ」を加え、同号を同条第11号とし、同条第13号中「13万7,400円」を「15万8,400円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 17万4,000円

ア 合計所得金額が2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第13条第14号中「15万円」を「18万4,800円」に改める。

第15条第3項中「及びハ並びに第2号ロ並びに第13条第3号イ」を「若しくはニ又はこの条例第13条第2号イ、第3号イ」に、「及び第13号イ」を「若しくは第13号イ」に、「及び第2号並びに第13条第3号」を「又はこの条例第13条第2号」に改める。

第16条第1項中「収入金額」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）」を加える。

第21条の2中「第4号」を「第3号」に改める。

附則に次の1号を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

第2条 杉並区介護保険条例の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る同号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、3万円とする。

第15条第3項中「第13条第2号イ」を「第13条第1項第2号イ」に、「第13条第2号から」を「第13条第1項第2号から」に改める。

第21条の2中「第13条第1号」を「第13条第1項第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第13条、第15条、第16条及び第21条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区介護保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(保険料率)	(保険料率)
第13条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第13条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万3,420円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万7,600円</u>
(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4万4,400円</u>	(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 2万7,600円</u>
ア <u>令第39条第1項第2号イに掲げる者</u>	(3) 次のいずれかに該当する者 <u>4万800円</u>
	ア <u>令第39条第1項第3号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226</u>

号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が120万円以下であるもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(3) 次のいずれかに該当する者 5万3,400円

ア 令第39条第1項第3号イに掲げる者 _____

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ _____、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(4) 次のいずれかに該当する者 4万9,200円

ア 令第39条第1項第3号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ _____、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第

10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(4) 次のいずれかに該当する者 5万7,600円

ア 令第39条第1項第4号イに掲げる者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 6万8,400円

ア 令第39条第1項第5号イに掲げる者

イ 要保護者であって、その者が課

10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 5万2,800円

ア 令第39条第1項第4号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ_____、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 6万2,400円

ア 令第39条第1項第4号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課

される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 7
万3, 200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ_____、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 6
万6, 600円

ア 合計所得金額_____

_____が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ_____、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 8
万2, 200円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 9
万6, 000円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者
10万9, 800円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課

(8) 次のいずれかに該当する者 7
万5, 000円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ_____、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 8
万7, 600円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ_____、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者
9万9, 600円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課

される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）又は
次号イ、第11号イ、第12号イ
若しくは第13号イに該当する者
を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者

12万7,200円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課
される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）又は
次号イ、第12号イ若しくは第1
3号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者

14万4,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課
される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）又は
次号イ若しくは第13号イに該当

される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）又は
次号イ_____、第12号イ
若しくは第13号イに該当する者
を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者

11万2,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課
される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）又は
次号イ_____若しくは第1
3号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者

12万4,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課
される保険料額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）又は
次号イ_____に該当

する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者

15万8,400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者

17万4,000円

ア 合計所得金額が2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 18万4,800円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第15条 略

2 略

する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者

13万7,400円

ア 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)) _____ に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 15万円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくははニ又はこの条例第13条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号又はこの条例第13条第2号 から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(普通徴収の特例)

第16条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日の属する月までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ並びに第2号ロ並びに第13条第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号及び第2号並びに第13条第3号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(普通徴収の特例)

第16条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日の属する月までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限

り、第1号被保険者について、その者の前年度の市町村民税の課税非課税の別並びに前々年の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び合計所得金額並びに賦課期日（前条第1項に該当する者については、当該資格を取得した日）現在のその者の属する世帯の他の世帯員の前年度の市町村民税の課税非課税の別等に基づき、当該年度の保険料率により算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2及び3 略

（保険料の減免の特例）

第21条の2 前条に規定するもののほか、区長は、第13条第1号から第3号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

附 則

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

り、第1号被保険者について、その者の前年度の市町村民税の課税非課税の別並びに前々年の公的年金等の収入金額

_____及び

合計所得金額並びに賦課期日（前条第1項に該当する者については、当該資格を取得した日）現在のその者の属する世帯の他の世帯員の前年度の市町村民税の課税非課税の別等に基づき、当該年度の保険料率により算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2及び3 略

（保険料の減免の特例）

第21条の2 前条に規定するもののほか、区長は、第13条第1号から第4号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

附 則

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

第2条による改正（杉並区介護保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 前項第1号の規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る同号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、3万円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ又はこの条例<u>第13条第1項第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ又はこの条例<u>第13条第2号イ</u>、第3号イ、第4号イ、第5号</p>

イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号又はこの条例第13条第1項第2号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料の減免の特例)

第21条の2 前条に規定するもののほか、区長は、第13条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号又はこの条例第13条第2号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料の減免の特例)

第21条の2 前条に規定するもののほか、区長は、第13条第1号から第3号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。